

札幌保健医療大学同窓会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、札幌保健医療大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(本部)

第2条 本会は、北海道札幌市東区中沼西4条2丁目1番15号 札幌保健医療大学（以下「大学」という。）内に置く。

(公告)

第3条 本会の公告は、大学ウェブサイトに掲載する方法により行う。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と大学の関係を密にして大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成及び管理
- (2) 会報等の発行
- (3) 会員相互の親睦のための事業
- (4) 大学の諸事業への協力及び支援
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員及び役員

(会員と資格)

第6条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 大学を卒業・修了した者で会費を納入した者
 - (2) 準会員 大学の在籍する学生
 - (3) 特別会員 大学に在籍する教職員
 - (4) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、理事会において認められた団体又は個人で退職した教職員を含む
- 2 別に定める学科幹事を、本会の社員とし、法令上の社員とする。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人の宣告
- (2) 死亡、失踪宣告
- (3) 総会における除名
- (4) 本会の解散

(役員)

第8条 本会に会員の中から、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名以上3名以内
- (3) 理事 10名以内
- (4) 学科幹事 20名以内
- (5) 監事 若干名

(役員を選出)

第9条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、理事の中から選出し、理事会の承認において決定する。
- (2) 副会長は、理事の中から選出し、理事会の承認において決定する。
- (3) 理事、は、会員の中から次の区分において選出し、総会において決定する。

一 学科幹事から5名以上

二 準会員から2名以内

三 特別会員から2名以内

(4) 学科幹事は、正会員から選出し、総会において決定する。選出にあたっては正会員2名以上の推薦を要する。また、定数を超える正会員が立候補した場合には、総会において選挙を行い、これを以て決定する。なお、その詳細及び学科別の人数は、理事会において別に定める。

- (5) 監事は、理事会にて推薦し、総会において決定する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行又はその職務を行う。なお、複数名の場合には、職務代行の順を理事会において決定する。
- (3) 理事は、会長の命を受け会務を行う。
- (4) 学科幹事は、会員の意見及び要望を広く収集し、会の運営に協力する。
- (5) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最初に招集される総会の終結の時までとする。ただし、補欠者及び補充者の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 学科幹事を除く役員が任期中にてその任を辞する場合は、予め会長又は理事会に申し出をし、承認を得なければならない。4 学科幹事が任期中にてその任を辞する場合は、予め会長に申し出を行わなければならない。

第4章 顧問

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、運営に必要な事項について会長及び理事会の相談に応じる。また、総会及び理事会に出席し、本会の運営に関し意見を述べるができる。ただし、議決には加われない。

第5章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第14条 総会は、本会最高の議決機関で学科幹事により構成し、年1回開催する。ただし、理事会が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

2 議長は出席した学科幹事の中から選出する。

3 総会に学科幹事以外の会員等は出席できるが、議決には加われない。

4 総会は、次の事項を審議し、議決する。

(1) 事業計画及び事業報告に関する事項

(2) 予算及び決算に関する事項

(3) 役員を選出に関する事項

(4) 会則の改廃に関する事項

(5) 会務運営に関する事項

(6) その他本会の目的達成に必要な事項

5 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権を有する出席者の3分の2以上の多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 会則の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

6 会長は、学科幹事の8割に相当する者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったときは、受理した日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録には、会長及び副会長の1名、議長が署名を行い、保管する。

3 総会の議事の概要及び決議した事項を明記し、別に定める方法で、会員に通知する。

(理事会)

第16条 理事会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、会長が議長を行う。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) 会務運営に関する事項
- (6) その他本会の目的達成に関する必要な事項

3 理事会は、構成者の過半数の出席をもって成立する。

4 理事会の任命により、正会員から運営委員を選任することができる。ただし、議決には加われない。

(書面議決)

第17条 会議に出席しない者は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権の行使をすることができる。

第6章 会計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 特別な資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

(会費)

第19条 会費は、以下の通りとする。

- (1) 正会員の会費は、20,000円とし、終身会費とする。
 - (2) 準会員及び特別会員の会費は、無償とする。
 - (3) 賛助会員の会費は、年会費とし、1口1,000円、かつ5口以上とする。
- 2 正会員の会費は、卒業年度の後期授業料納付時に納入するものとする。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

2 事業年度終了後、2ヶ月以内に決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第21条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、その内容を報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表

2 前項の書類のほか、監査報告を本部に5年間備え置くとともに、会則を本部に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第7章 支部

(支部)

第22条 本会に支部を置くことができる。ただし、この場合は理事会の承認を要する。

第8章 細則

(細則の制定)

第23条 本会則の施行に関する細則は、理事会において別に定める。

第9章 会則の変更ならびに解散

(改廃)

第24条 本会則の改廃は、総会において行う。

(残余財産の処分)

第25条 本会の解散に伴う残余財産は、学校法人吉田学園に寄付する。

附 則

1 本会則は、平成29年3月14日から施行する。

2 平成28年度に選出された役員の任期は、会則第9条の規定にかかわらず、平成29年3月14日から平成31年4月30日までとする。

附 則 (2024年5月11日)

1 本会則は、2024年5月11日から施行する。

2 2024年度に選出された役員の任期は、会則第9条の規定にかかわらず、2024年5月11日から2026年4月30日以降、最初に開催される総会の終結の時までとする。